

「男女共同参画社会」と「さんかくプラン」

【男女共同参画社会とは】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

(男女共同参画社会基本法より)



【大切なこと】

お互いを認め合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができ、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること

<家庭・地域・職場のあらゆる場面に誰もが参画しやすい環境を整える>

岡山市男女共同参画社会の
形成の促進に関する条例

さんかくプラン
(基本計画)

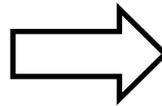
岡山市第4次さんかくプラン策定の背景

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例



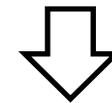
総合的かつ計画的に推進

さんかくプラン
(H14~H18年度)

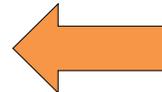


新さんかくプラン
(H19~H23年度)

5年に一度改定



第4次さんかくプラン
(H29~H33年度)



第3次さんかくプラン
(H24~H28年度)

第4次さんかくプラン 全体像・位置づけ

第3次さんかくプラン

男女共同参画社会基本法
市町村男女共同参画計画

DV防止法
(配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する法律)
市町村基本計画

女性活躍推進法
(女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律)
市町村推進計画

岡山市男女共同参画社会の
形成の促進に関する基本計画
(第4次さんかくプラン)
<計画期間:平成29年度~33年度>

さんかくプランの基本理念

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別による固定的な役割分担の解消
- 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動の両立
- 政策・方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる環境づくり
- 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援
- 国際的な取組の理解及び協調・連携
- 市民、事業者、市は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

岡山市の現状（統計データ①）

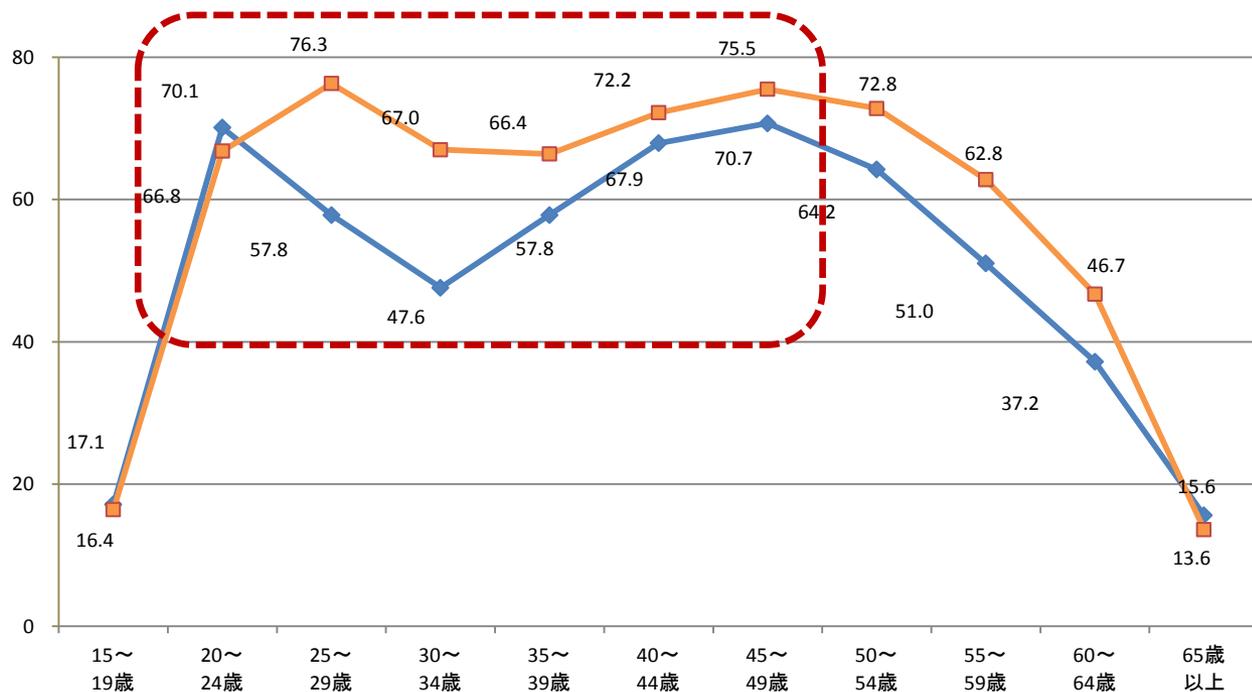
- ◇少子・高齢化が進み、H32年より人口減少。生産年齢人口はH22年の約45万人から、H57年には約37万人に減少。
- ◇子どもを産む中心世代の若年女性（20～39歳）人口は、H22年の約9万7千人からH52年には約6万8千人に減少すると見込まれている。減少率は政令市の中では3番目に小さい。
- ◇核家族の割合は、将来においても過半数を占めることが想定されるが、夫婦と子からなる世帯の割合は漸減。夫婦のみの世帯の割合、ひとり親と子からなる世帯の割合は、緩やかな増加が続く。単独世帯は増加が続く。
- ◇子どものいる夫婦の共働き率は50.1%。政令市中で5位。
- ◇平均初婚年齢は、夫・妻とも上昇傾向が強まっており、晩婚化が進んでいる。
（夫：30.3歳 妻：28.9歳）
- ◇単位町内会及びPTA会長職における女性の割合は低く、横ばいの状態で増加していない。
- ◇外国人人口は、概ね横ばいで推移。
- ◇有業者に占める女性の割合は44.8%で約半数だが、管理的職業の従事者は少なく、全国平均を下回っている。

岡山市の現状(統計データ②)

◇結婚時に仕事を辞めたいと思った理由の最多は、「仕事と家庭を両立する自信がなかったから」。出産、育児時に仕事を辞めたいと思った理由の最多は、「自分の手で子どもを育てたかったから」、次いで「仕事と子育てを両立する自信がなかったから」。

◇女性の労働力率は、H2年からH22年の20年間に、25歳～64歳にかけて幅広く上昇しているものの、結婚・出産期に低下し、子育てが一段落すると上昇する「M字カーブ」が依然として見られる。

(%)



岡山市の現状（H27市民意識・実態調査より）

- ◇男女の地位が平等になっていると考える人の割合が5割を超えるのは、学校教育の場のみ。家庭・地域社会・職場・政治の場では男性優遇が5割を超えている。
- ◇「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」に否定的な考え方の人の割合は増加傾向にある（H22：71.6% → H27：76.0%）
- ◇家事分担は食事のしたくや掃除など、全ての家事において、「妻が主に担当している」の割合が「妻と夫が同じ程度」の割合を大きく上回っている。
- ◇子育てを主に妻が担当している人の割合は5割を超えている。
- ◇職場において、男女の地位が平等と考える人の割合は約2割。
- ◇仕事と家庭生活をともに優先したい人の割合が最も高いが、現実には男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している人の割合が高い。
- ◇出産については、「子どもを産むことについて夫婦・カップルで話し合うべき」「知識をもった上でライフプランを選択すべき」で肯定的な人の割合が高い。
- ◇女性の約3人に1人が精神的暴力を、約5人に1人が身体的暴力を受けた経験あり。

岡山市第4次さんかくプラン

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く 「住みよいまち、住みたいまち」の実現

基本目標Ⅰ

一人ひとりの人権が
尊重され、安心して
暮らせる明るい
まちの実現

重点目標

①個人としての尊厳の
尊重と性別に基づいて
起こる人権侵害の禁止

②配偶者等からの暴力
防止及び被害者支援の
推進

③性と生殖の健康と権
利の確保及び生涯を通
じた健康支援

基本目標Ⅱ

多様な意見が生かさ
れ、互いの生き方を認
め合えるまちの実現

重点目標

④固定的な性別役割
分担の解消

⑤国際的な取組につ
いての理解及び協調、
連携

⑥市と市民等とのパート
ナーシップによる協働

基本目標Ⅲ

性別にかかわらず、
誰もが能力を発揮し
活躍できる活力ある
まちの実現

重点目標

⑦仕事と生活の
調和の推進

⑧働く場における
女性の活躍推進

⑨政策・方針の決定
過程への男女共同
参画の促進

【基本目標Ⅰ】

一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる明るいまちの実現

1 個人としての尊厳の尊重と性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

＜施策の方向性＞

- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習
- (2) 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり
(※例：情報教育の推進、青少年の健全育成のための支援 等)
- (3) セクハラなどハラスメントの防止及び困難を抱える人への支援

2 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進(DV防止基本計画)

＜施策の方向性＞

- (1) 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進
- (2) 被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携
- (3) 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

3 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

＜施策の方向性＞

- (1) 性と生殖の健康と権利に関する理解の促進
(※例：女性の健康問題等に関する啓発、性の多様性の理解促進 等)
- (2) 生涯を通じた健康づくりに対する支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
(※例：エイズや性感染症に関する教育・啓発、薬物乱用防止教育 等)

【基本目標Ⅱ】

多様な意見が生かされ、互いの生き方を認め合えるまちの実現

4 固定的な性別役割分担の解消

＜施策の方向性＞

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(※例：地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正啓発 等)

(2) 女性の参画の少ない分野における対策の推進

(3) 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進

(※例：男女共同参画視点の市の広報ガイドライン活用、統計情報の提供 等)

5 国際的な取組についての理解及び協調、連携

＜施策の方向性＞

(1) 男女共同参画に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進

(2) 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進

6 市と市民等とのパートナーシップによる協働

＜施策の方向性＞

(1) 市民協働による男女共同参画の一層の推進

(※例：審議会等への市民参画の推進、さんかくウイークへの参画促進 等)

(2) 地域活動への参画の促進

(※例：ボランティア育成講座開催、地域団体への活動支援 等)

(3) 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

【基本目標Ⅲ】

性別にかかわらず、誰もが能力を発揮し活躍できる活力あるまちの実現

7 仕事と生活の調和の推進

＜施策の方向性＞

- (1) 長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進
- (2) 仕事と妊娠・出産・子育てを両立するための支援策の充実
- (3) 仕事と介護を両立するための支援策の充実
- (4) 子育てや介護など家庭生活への男性の参画促進

8 働く場における女性の活躍推進

＜施策の方向性＞

- (1) 女性の希望に応じた働き方や再就職への支援
- (2) 誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
- (3) 働く場における労働者の均等な機会と待遇の確保

9 政策・方針の決定過程への男女共同参画の促進

＜施策の方向性＞

- (1) 行政分野における女性の参画促進
- (2) 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の推進
(※例：事業者表彰の実施 等)
- (3) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大